

香川県学校教育情報化推進計画



令和5年12月

香川県教育委員会

目次

第1章 計画の基本的考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念（目指す姿）	1
3 教育の情報化をめぐる国の動向	2
4 計画の性格と期間	3
5 計画の対象	4
6 関連する本県の計画等	4
第2章 本県における学校教育の情報化の現状と課題	
1 児童生徒の資質・能力	5
2 教職員のICT活用指導力	6
3 ICT環境の整備	6
4 ICT推進体制と校務の効率化	7
第3章 本県における学校教育の情報化の方向性	
1 ICT活用教育の意義	8
2 学校教育におけるICTの日常的な活用	8
3 本県の学校教育の情報化に係るロードマップ	9
4 計画の数値目標	10
第4章 基本的な方針と具体的な施策	
1 本計画を実施するための基本的な4つの方針	12
2 基本理念と基本方針の関係図	12
3 基本的な方針に基づいた具体的な施策	13
方針1：ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	14
方針2：教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保	16
方針3：ICTを活用するための環境の整備	18
方針4：ICT推進体制の整備と校務の改善	20
計画の推進にあたって	22



第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

- 近年、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。
- また、それに伴って、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことがますます難しくなってきています。
- このように複雑で予測困難な時代においては、未来の社会の創り手である子どもたち一人ひとりが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。
- さらに、令和3年5月に「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）等が成立するとともに、国は同年9月にデジタル庁を新たに設置するなど、デジタル社会の形成に向けた施策を迅速かつ重点的に行っていくこととされました。
- デジタル社会の到来によって、ICTがより一層人々の生活に身近となり、将来どのような職業に就いたとしても、ICTを日常生活の中で適切に活用できる能力が必要であるため、学校教育においてその活用を推進することが急務です。
- このような社会状況等に鑑み、本県においても、学校教育の情報化の推進に関する施策を一体的かつ計画的に推進する必要があることから、「香川県学校教育情報化推進計画」を策定するものです。

2 基本理念（目指す姿）

**ICTを適切かつ効果的に活用し
デジタル社会を主体的に生きる人づくり**

- 香川県教育委員会は、児童生徒が、ICTを受け身に捉えるのではなく、主体的に活用することで、より良い社会を創っていける人材に育つことを目指します。
- そのために本県では、学校教育において児童生徒が日常的にICTを活用できる環境を整備し、授業等での適切かつ効果的な活用と児童生徒の主体的な活用を経て、未来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育みます。

3 教育の情報化をめぐる国の動向

(1) 平成 29・30・31 年告示学習指導要領

平成 29 年 3 月に公示された小学校及び中学校の学習指導要領と、同年 4 月に公示された特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領では、「情報活用能力」を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、その育成を図るために、「各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る」こととされ、また、情報活用能力の育成を図るため、各学校において ICT 環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされました。

あわせて、小学校及び特別支援学校小学部の学習指導要領において、ICT の基本的な操作を習得するための学習活動及びプログラミング教育を各教科の特質に応じて計画的に実施することとされたことをはじめ、各学習指導要領において情報教育及び教科指導における ICT 活用の両面で様々な充実が図られました。

平成 30 年に告示された高等学校学習指導要領及び平成 31 年 2 月に告示された特別支援学校高等部学習指導要領においても、小・中学校と同様に「情報活用能力の育成」や ICT 環境の整備等について記載がされるとともに、高等学校においては「情報 I」が必修科目として新設されるなど、情報教育及び教科指導における ICT 活用について様々な充実が図られました。

(2) 教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画（平成 30～令和 4 年度）

上記（1）の学習指導要領の実施（小学校は令和 2 年度、中学校は令和 3 年度、高等学校は令和 4 年度から、特別支援学校の各学部においては各校種に準ずる）を見据え、「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を取りまとめ、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべき ICT 環境整備について明示がなされました。

また、当該整備方針を踏まえ、「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」が策定され、学校における ICT 環境の整備に必要な経費について地方財政措置が講じられることとなりました。

今後、新たな ICT 環境整備方針の策定について、国は令和 7 年度に向けて検討を進めることとしており、当該計画期間を令和 6 年度まで 2 年間延長することとしています。

(3) GIGA スクール構想

文部科学省は令和元年 12 月に、GIGA スクール実現推進本部を設置し、児童生徒 1 人 1 台端末（以下、「1 人 1 台端末」という。）と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること、また、これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教員・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指すこととされました。

(4) 令和の日本型学校教育

文部科学省が令和 3 年 1 月に公表した、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とされています。

また、その実現のためには ICT が必要不可欠であり、これまでの実践と ICT とを

最適に組み合わせることで、学校教育における様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要である旨が示されました。

(5) 教育データ利活用ロードマップ

令和4年1月、デジタル庁は、文部科学省などとともに、「教育データ利活用ロードマップ」を取りまとめました。ロードマップでは、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」をミッションとして掲げた上で、デジタルを手段として、学習者主体の教育への転換や教職員が子供達と向き合える環境を整えるための論点や工程表がまとめられています。教育データ利活用により、例えば、学習者にとっては自分に適した教材や学習方法を選べること、教員にとっては課題のある児童生徒を早期発見したり、受け持つ児童生徒に適した教材を見つけられたりすることが期待されます。

(6) 学校教育の情報化の推進に関する法律・学校教育情報化推進計画

令和元年6月に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」では、文部科学大臣に、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「学校教育情報化推進計画」を定めることを義務付けており、また、都道府県に対しても、国の計画を基本として、各都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（「都道府県学校教育情報化推進計画」）を定める努力義務を課しています。

それを受け、文部科学省は令和4年12月に、「学校教育情報化推進計画」を策定し、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示しました。

(7) 教育振興基本計画（第4期）

文部科学省は令和5年6月に、教育基本法に基づく教育振興基本計画（第4期）を策定し、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方を示しました。

計画における5つの基本的な方針の一つを、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」とし、社会全体のDXが加速していく中で、教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠である、とされています。

4 計画の性格と期間

この計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第1項に基づく都道府県学校教育情報化推進計画として位置付けるものです。

また、本計画は、第4期「香川県教育基本計画」（令和3年度～7年度）に掲げるビジョン等を実現するための分野別計画としても位置付けていることから、同計画とともに成果検証を行うこととし、計画期間を令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

5 計画の対象

この計画において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。

また、この計画は、本県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画であることから、県が県立学校の設置者として実施する施策等に加え、市町教育委員会（学校組合を含む。以下、同じ。）や関係機関等との連携に関しても示すとともに、市町教育委員会が市町立学校（学校組合立学校を含む。以下、同じ。）向けに実施する施策の参考としていただくことも想定しています。

6 関連する本県の計画等

（1）第4期「香川県教育基本計画」

- 令和3年10月に策定した、本県教育行政の総合的な計画であって、「郷土を愛し夢と志を持って自ら学び歩み続ける人づくり～自立・協働・創造を支える香川の教育～」を基本理念とし、人口減少に伴う地域活力の低下が懸念される状況に対応するため、香川の未来を守り、支え、さらに発展させる人材が求められていることから、自分の良さや可能性を見出し、夢と志を持って、生涯にわたって学び、歩み続ける人を、学校をはじめ家庭や地域と連携・協力しながら育成していくこととしています。
- 重点項目1「学力の育成」に係る基本的方向①「確かな学力の育成と個に応じた教育の推進」における取組として、「ICTを活用した教育の推進」を掲げています。

（2）かがわデジタル化推進戦略

- 令和3年12月、デジタル社会形成基本法の趣旨を踏まえ、国との適切な役割分担のもと、本県の特性を生かし、生活・産業・行政のあらゆる分野におけるデジタル化に関する自主的な施策を策定及び実施することにより、「人生100年時代のフロンティア県」の実現に資するデジタル社会を形成することを目的として策定した戦略です。
- 目指すべきデジタル社会を、デジタルによって、自然、歴史、文化などに代表される香川県の長を生かし、暮らしの豊かさや、産業の発展に資することはもちろん、災害や感染症などの危機にも対応し、県民一人ひとりが主役となって活躍できる、デジタル社会としたうえで、基本理念を「安心・便利・豊か 人が主役のデジタル社会・かがわの形成」と定めています。
- 「生活分野のデジタル化」の一つとして「学校教育におけるICTの活用」を取組に掲げるとともに、「デジタル人材の育成」の一つとして「学校におけるデジタル教育の推進」に取り組むこととしています。



第2章 本県における学校教育の情報化の現状と課題

以下、現状と課題について、4つの観点（児童生徒の資質・能力、教職員のICT活用指導力、ICT環境の整備、ICT推進体制と校務の効率化）ごとに整理しました。

（凡例）本章で用いる略称について

正式名称	略称
全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙	全学調(生徒)
全国学力・学習状況調査 学校質問紙	全学調(学校)
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	実態調査
小学校	小
中学校	中
高等学校	高
特別支援学校	特

1 児童生徒の資質・能力

（1）現状

- 国の調査【R5全学調(生徒)】によると、「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という質問に対し、小・中学校の児童生徒のほとんどが「役に立つと思う」・「どちらかといえば、役に立つと思う」と回答しており（小：95.3%、中：92.5%）、学習面でのICT活用に肯定的な意見が大半となっています。
- また、授業における教員のICT機器活用も相当程度進んでおり、「前年度に、教員が大型提示装置等（プロジェクター、電子黒板等）のICT機器を活用した授業を1クラス当たりどの程度行いましたか【R5全学調(学校)】」との質問に対し、「ほぼ毎日」と回答した学校の割合は、小：83.1%(全国平均72.7%)、中：65.7%(全国平均71.8%)と、小学校においては全国平均を大きく上回る結果となっています。
- 一方、1人1台端末の活用は進んでおらず、「調査対象学年（小学校6年生、中学校3年生）の児童（生徒）に対して、前年度までに、児童（生徒）一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか【R5全学調(学校)】」という質問に対し、「ほぼ毎日」と回答した学校の割合は、小：58.1%(全国平均65.2%)、中：35.8%(全国平均62.6%)にとどまっています。

（2）現状から分析される課題

- 小・中学校においては、教員が「教える道具」としてのICTの活用は進んでいる一方、児童生徒の「学びの道具」としてのICTの活用が進んでいない現状がうかがえます。
- しかし、学習指導要領で求められる資質・能力の育成のためには、1人1台端末活用の日常化により、ICTの基本操作の習得や、児童生徒一人ひとりの個別最適化と創造性を育む教育の実現が必要不可欠です。
- 児童生徒の主体的なICT活用を促す授業改善等を通じて、ICTの「教具的活用」に加えて「文具的活用」をどのように推進していくかが課題だと考えます。

2 教職員のICT活用指導力

(1) 現状

- 国の調査【R4実態調査】では、「授業中にICTを活用して指導する」4つの能力に関し、「できる」・「ややできる」と回答した教員の割合が、**小：74.4%**(全国平均81.1%)、**中：63.3%**(全国平均75.3%)、**高：84.2%**(全国平均78.0%)、**特：82.6%**(全国平均71.2%)で、小・中学校においては全国平均より低く、高等学校と特別支援学校においては全国平均を上回る結果となっています。
- 一方、「教員がコンピュータなどのICT機器の使い方を学ぶために必要な研修機会がありますか【R5全学調(学校)】」との質問に対し、「ある」・「どちらかといえば、ある」と答えた学校の割合は、**小：96.0%**(全国平均95.9%)、**中：86.6%**(全国平均91.5%)となっており、研修機会が不十分であると考えている学校が一定数存在する結果が出ています。
- また、学校でのICT活用に係る教職員支援として、県立学校向けに、ICTを活用した授業支援等を行う情報通信技術支援員（ICT支援員）の学校派遣を実施しているものの、**1校あたり月1回程度**の人員配置にとどまっており、文部科学省が必要と考える水準（**4校に1人**）を満たしていない状況となっています。

(2) 現状から分析される課題

- 学校間・教職員間でICT活用の取組や指導力に差がある現状が見られ、その要因としては、ICTの効果的な活用方法が分からない、教職員のICT活用に関する支援体制が十分ではない、などの課題が考えられます。
- さらに、各県立学校・各市町で導入している1人1台端末のOS等が異なる状況となっており、各学校等の実情に合わせた対応等が課題となっています。

3 ICT環境の整備

(1) 現状

- 本県では、小・中学校及び特別支援学校小・中学部においては令和3年度から、高等学校及び特別支援学校高等学部においては令和5年度から、本格的な1人1台端末の運用が開始されました。
- 一方で、急速な整備により、従来明らかでなかった問題も判明しつつあり、例えば、学校内で一斉に接続しようとする通信速度が遅くなり、授業に支障が生じるといった事例も散見されます。
- また、国の調査【R4実態調査】によると、普通教室への大型提示装置整備率は、**小：82.2%**(全国平均92.0%)、**中：76.4%**(全国平均89.3%)、**高：31.5%**(全国平均87.4%)、**特：47.7%**(全国平均57.2%)と、特に県立学校において整備が進んでいない状況となっています。

(2) 現状から分析される課題

- 本格的に1人1台端末等の活用が始まったことにより、それらを安定的かつ効果的に活用するための環境整備が新たな課題となっています。
- 特に、学校におけるICT活用の土台となる校内ネットワークや教室環境をいかに整えていくかといった検討が必要です。

4 ICT推進体制と校務の効率化

(1) 現状

- 令和5年4月に県教育委員会事務局内に教育情報化推進室を新設し、県教育委員会内におけるICT活用の取組を一体的・横断的に進めるとともに、各県立学校のICT推進担当者等で構成する「県立学校ICT活用教育プロジェクトチーム」を定期的に開催し、意見交換や情報共有に努めています。
- また、市町教育委員会と連携してICT活用の取組を推進する目的で、市町教育委員会のICT担当者等を集めた「小・中学校GIGAスクール推進協議会」にて意見交換等を実施し、全県的な取組を進めているところです。
- 一方、校務の効率化については、国の調査【R4実態調査】によると、統合型校務支援システムを導入している教育委員会は県と市町を併せて12団体であり、未導入が6市町となっています。

(2) 現状から分析される課題

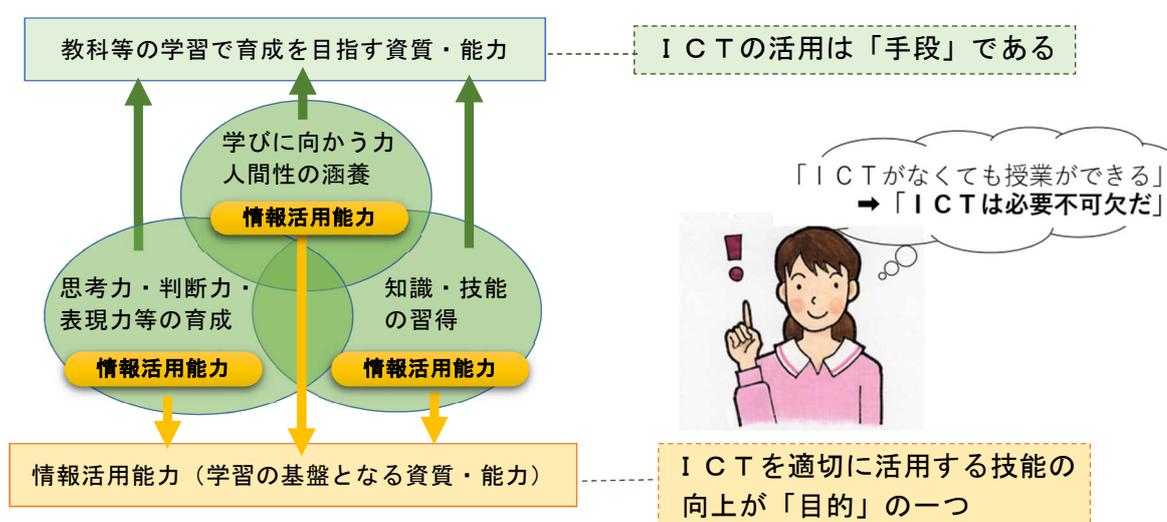
- ICT活用推進の取組状況について、一部の市町や学校において遅れが生じないようにするためには、各市町教育委員会や各学校のICT担当者レベルでの情報共有に加え、取組を束ねる管理職同士の情報共有の場を設けることが重要です。
- 複数の市町が統合型校務支援システムを未導入である理由として、導入を上回るコストメリットを感じにくい、といったことが挙げられます。県が中心となってシステムの共同調達や共通基盤構築も視野に入れた研究を進めることが導入促進の鍵となります。



第3章 本県における学校教育の情報化の方向性

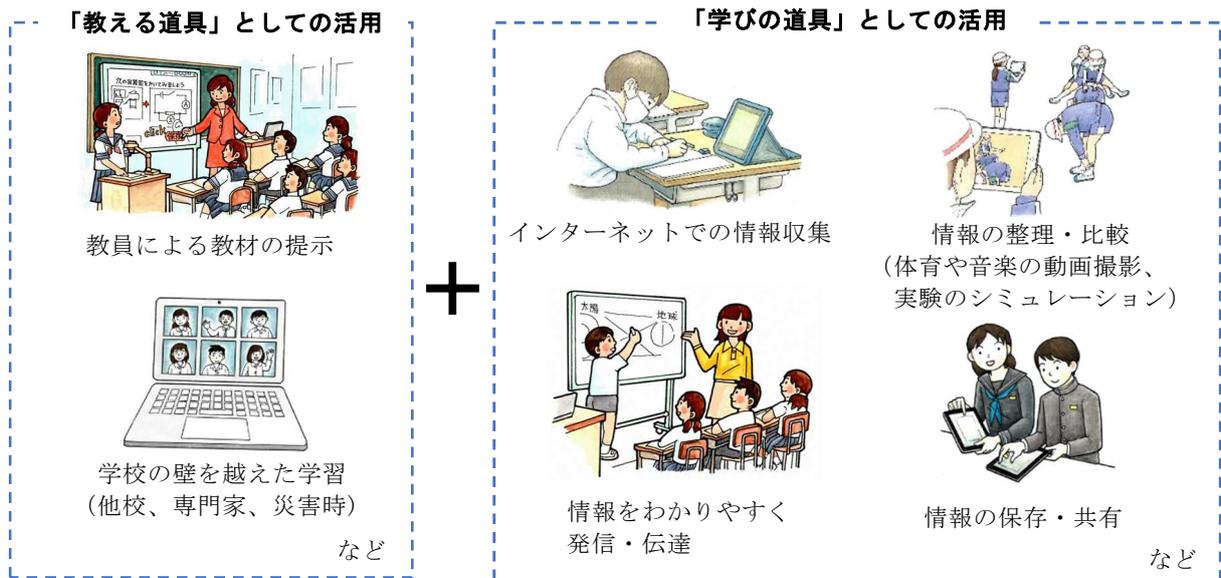
1 ICT活用教育の意義

- ICTを活用して育成を目指す児童生徒の資質・能力は、①教科等の学習で育成を目指す資質・能力と、②情報活用能力、の2つに大きく分けられます。
- ①を育成する場合、ICTの活用は「手段」の一つです。
- 一方、②は、情報及び情報技術を適切に活用するために必要な技能を含んだ資質・能力であることから、ICT活用自体が「目的」となるという捉え方もできます。
- つまり、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力と位置付けられている情報活用能力を育成するためには、「ICTは必要不可欠だ」という教員の意識付けが重要となります。



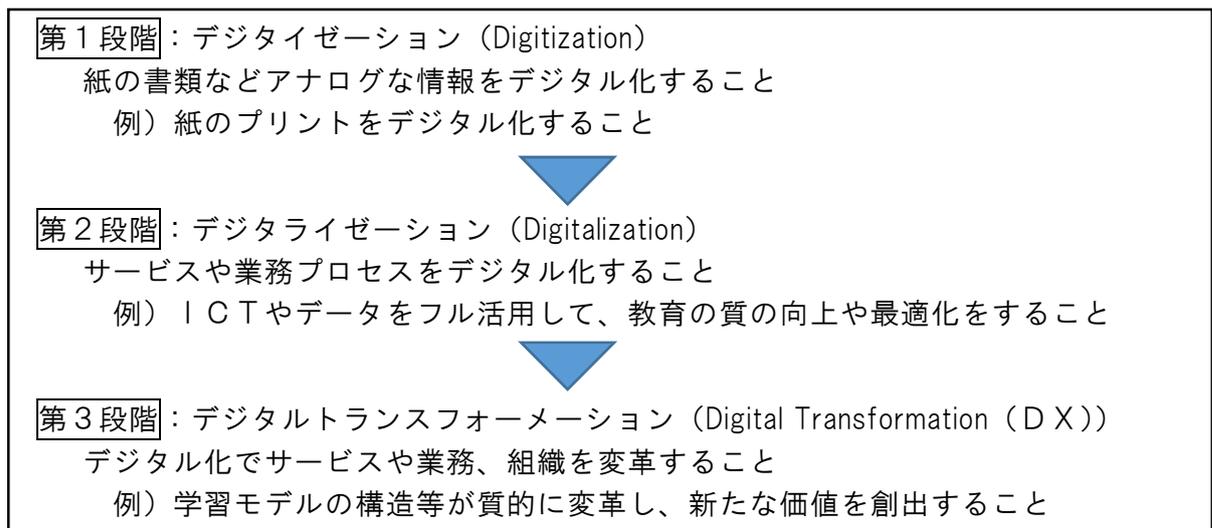
2 学校教育におけるICTの日常的な活用

- 授業等でのICTの効果的な活用場面は、主に2つあり、「教える道具」として活用する場面と、「学びの道具」として活用する場面が考えられます。
- 先述したとおり、本県では「教える道具としての活用は進んでいるが、学びの道具としての活用は進んでいない」という現状があり、今後は「教える道具」としての活用に加え、「学びの道具」としても積極的に活用する取組が必要です。
- また、1人1台端末を「学びの道具」として活用する際は、教員の指示により活用するだけでなく（児童生徒の発達段階等によっては必要）、活用の仕方を子どもに委ね、端末をいつ、どのように使うかは児童生徒自身が決められるようにすることが重要です。
- そのために、教員は授業等の中で1人1台端末を「学びの道具」として活用する場面を意図的に工夫し、児童生徒に1人1台端末を活用することの良さを実感させる必要があります。
- このような授業等を積み重ねることで、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、ICT活用の日常化を進め、最終的には、児童生徒が場面に応じ、自分にとって最適なツールを選ぶ力を身に付け、「デジタル社会を主体的に生きる人」の育成につなげたいと考えています。



3 本県の学校教育の情報化に係るロードマップ

○ デジタル化には、次の3つの段階があるといわれています。



○ 本県の現状としては、1人1台端末の整備など、第1段階の準備が整ったところであり、まずは本計画の実行により、第1段階に集中的に取り組むとともに、第3段階を見据えながら、第1段階から第2段階への移行を着実に進めることを目指します。



4 計画の数値目標

- 計画の進捗状況を正確に把握し、適切な点検・評価・見直しにつなげるため、次の数値目標を設定します。

(1) 児童生徒の状況

<指標の選定理由>

指標①：児童生徒が「ICTの活用が役に立つ」と認知することが主体性の表出につながると考えられることから、児童生徒が主体的にICTに向き合っているかどうかを測る指標として適しているため。

指標②：基本理念の実現には、日々の授業等において児童生徒がICTをいわば文具のように日常的に活用できていることが望ましく、日常化の状況を測る指標として適しているため。

No.	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)
①	<p>学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは、勉強の「役に立つと思う」又は「どちらかといえば、役に立つと思う」と回答した児童生徒の割合</p> <p>【出典：R5全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙】</p>	<p>小学校：95.3% 中学校：92.5% (令和5年4月時点)</p>	<p>小学校：96.0% 中学校：94.0%</p>
②	<p>児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業で「ほぼ毎日」活用していると回答した学校の割合</p> <p>【出典：R5全国学力・学習状況調査 学校質問紙（小・中学校）、県教育委員会独自調査（高等学校、特別支援学校）】</p>	<p>小学校：58.1% 中学校：35.8% (令和5年4月時点)</p> <p>高等学校：20.7% 特別支援学校：55.6% (令和5年10月時点)</p>	<p>小学校：86.0% 中学校：78.6%</p> <p>高等学校：52.4% 特別支援学校：73.4%</p>

(2) 教職員・学校の状況

<指標の選定理由>

指標③：児童生徒の資質・能力の育成のためには、例えば、児童生徒の興味・関心を高めるための効果的な資料提示や、児童生徒同士の活発な意見交流を促すための、効果的なICT活用など、教員が適切かつ効果的にICTを活用して指導する能力が不可欠であり、その状況を測る指標として適しているため。

指標④：児童生徒の資質・能力の育成のためには、事務負担の軽減により、教職員が児童生徒と向き合える時間を確保する必要がある。そのためには校務を効率化し、教員がより授業に専念できる環境を整えることが重要であり、その状況を測る指標として適しているため。

No.	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和7年度)
③	授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合 (授業中にICTを活用して指導する4つの能力について、「できる」又は「ややできる」と回答した教員の割合) 【出典：R4学校における教育の情報化の実態等に関する調査】	小学校：74.4% 中学校：63.3% 高等学校：84.2% 特別支援学校：82.6% (令和5年3月時点)	小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100% 特別支援学校：100%
④	ICTを活用した校務の効率化(事務の軽減)に取り組んでいると回答した学校の割合 (「よく取り組んでいる」又は「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した学校の割合) 【出典：R4全国学力・学習状況調査 学校質問紙※(小・中学校)、県教育委員会独自調査(高等学校、特別支援学校)】	小学校：96.0% 中学校：88.1% (令和4年4月時点) 高等学校：96.6% 特別支援学校：100% (令和5年10月時点)	小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100% 特別支援学校：100%

※令和4年度は全国学力・学習状況調査から引用したが、令和5年度より同調査においては本質問項目がなくなったため、令和5年度以降は香川県学習状況調査から引用をする。

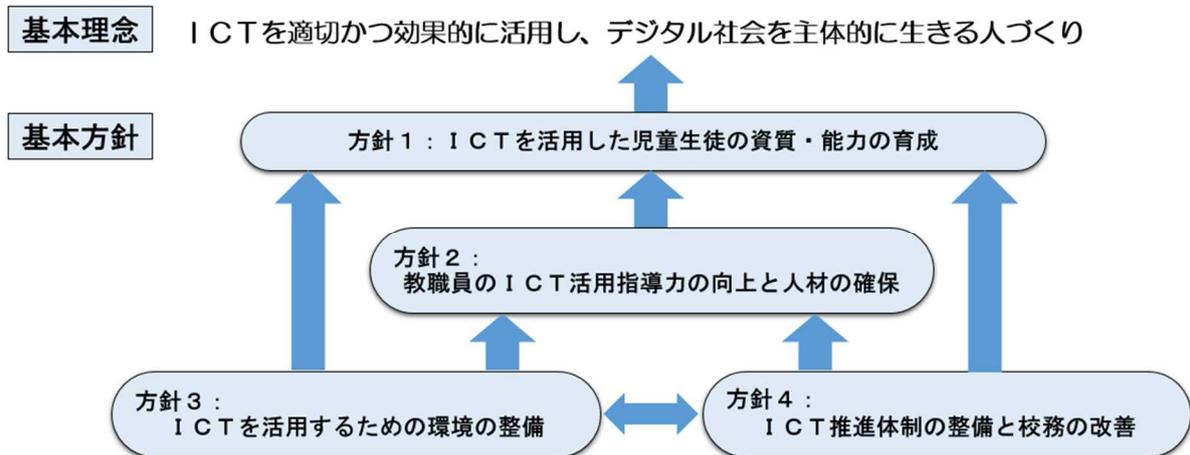


第4章 基本的な方針と具体的な施策

1 本計画を実施するための基本的な4つの方針

方針1	ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
方針2	教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
方針3	ICTを活用するための環境の整備
方針4	ICT推進体制の整備と校務の改善

2 基本理念と基本方針の関係図



- 基本理念の実現のため、基本的な4つの方針に基づいた施策を実施します。
- まずはICT活用を推進するための土台を整え（方針3・方針4）、教職員がICTを効果的に活用した授業等を行うことで（方針2）、児童生徒の資質・能力の育成（方針1）を図ります。

3 基本的な方針に基づいた具体的な施策

■ 施策体系

基本方針	施策の方向性
<p>方針1</p> <p>ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成</p>	<p>(1) 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成</p> <p>(2) プログラミング教育の推進</p> <p>(3) 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の充実</p> <p>(4) ICTを安全安心に利活用するための知識の習得</p>
<p>方針2</p> <p>教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保</p>	<p>(1) 児童生徒が主体的にICT活用をするための授業改善</p> <p>(2) 教職員個々の実情に応じた質の高い研修の実施</p> <p>(3) 教職員のICT活用推進のための支援体制の充実</p> <p>(4) 人材の養成と確保</p>
<p>方針3</p> <p>ICTを活用するための環境の整備</p>	<p>(1) 円滑な利活用のためのICT環境整備</p> <p>(2) 効果的な利活用のためのICT環境整備</p> <p>(3) 安全安心な利活用のためのICT環境整備</p> <p>(4) 教育データの利活用・教育DXの推進</p>
<p>方針4</p> <p>ICT推進体制の整備と校務の改善</p>	<p>(1) 県教育委員会内のICT推進体制の整備</p> <p>(2) 市町教育委員会と連携したICT推進体制の整備</p> <p>(3) 家庭、地域、大学や民間事業者等との連携</p> <p>(4) ICTを活用した校務の効率化</p>

方針1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

<総論>

- 学習指導要領では、教育課程全体を通して育成を目指す児童生徒の資質・能力を、次の3つの柱に整理しています。
 - 「知識及び技能」
 - 「思考力、判断力、表現力等」
 - 「学びに向かう力、人間性等」
- そのような資質・能力の育成には、適切かつ効果的なICTの活用による、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が必要です。

<施策の方向性と取組内容>

(1) 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成

- デジタル化を含む急速な社会状況の変化に対応するには、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」を、児童生徒一人ひとりに育むことが必要です。
- 「情報活用能力」の育成にあたっては、児童生徒が主体的に選択・判断してICTを活用することが重要であることから、そのための機会の充実を図ります。

[主な取組]

- 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力体系表の整理・普及と情報活用能力の育成に向けた校種間連携の推進
- これまでの教育実践とICTのベストミックスを目指した授業改善の推進
- 紙の教育コンテンツとデジタル教育コンテンツのベストミックスの推進
- 係活動や家庭学習など、授業以外での1人1台端末の活用推進

(2) プログラミング教育の推進

- コンピュータが人々の生活の様々な場面で活用されている今日、その仕組みを知ること、あたかも「魔法の箱」のようであったコンピュータを、より主体的に活用できるようになり、身近な様々なものの仕組みを理解することにつながります。
- 児童生徒の可能性を広げ、新たな価値の創造に寄与するといった、将来の社会での活躍のきっかけとなりえる、発達段階に応じたプログラミング教育の推進に努めます。

[主な取組]

- 児童生徒の発達段階に応じたプログラミング教育の推進
- 高等学校における情報科担当教員の専門性の向上
- 児童生徒がプログラミングに親しむ機会、また、高度なスキルを求める児童生徒への習得・実践の機会の創出

(3) 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応の充実

- 1人1台端末などのICT機器を効果的に活用することで、様々な理由により登校が難しい児童生徒への学びの機会の保障につながるほか、障害、日本語指導を要することなど特別な配慮や支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな対応の充実が可能となります。
- ICTの持つ特性を最大限活用して、特別な支援等が必要な児童生徒に対し、それぞれの特性に合った柔軟な対応を行うことによって、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指します。

[主な取組]

- 登校が難しい児童生徒に対するオンライン等を活用した授業配信や相談の実施など、教育の機会の確保
- 障害等による生活上の困難さを改善・克服し、社会で自立していくことを目指したICT活用教育の推進
- ICTを活用した外国人児童生徒等の学びの支援

(4) ICTを安全安心に利活用するための知識の習得

- 携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中、一人ひとりがデジタル社会の一員として、自他の権利を尊重し自らの行動に責任を持つとともに、犯罪被害等の危機を回避し、自身の健康にも配慮するなど、ICTを安全安心に利活用するための知識や態度を備えることが求められています。
- また、生成AIなどの新たな技術は、正しい知識により適切に使いこなすことで便利なツールとなる一方、誤った使い方に伴う様々なリスクも指摘されています。ICT活用時のルールやマナーに加えて、児童生徒が主体的にICTを活用し、デジタル社会の良き担い手となれるような実践的な力を身に付けることを目指します。

[主な取組]

- 啓発リーフレットや出前授業等を活用した情報モラル教育の推進
- 児童生徒が適切に学ぶための教職員の指導力向上
- 保護者に対する安全安心な利活用のための周知・啓発



方針2 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保

<総論>

- 学習指導要領を着実に実施し、児童生徒の資質・能力の育成を実現するためには、それを担う教職員自身が、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らの指導力の向上を図り続けることが必要です。
- 特に、1人1台端末環境が前提となっている今日の学校現場においては、学校におけるICT活用の意義を理解し、授業等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒の情報活用能力等を育成するための授業実践等を行うことができることが、全ての教職員に共通的に求められています。

<施策の方向性と取組内容>

(1) 児童生徒が主体的にICT活用をするための授業改善

- 従来の授業を見直し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することによって、児童生徒の資質・能力の育成を図るためには、授業におけるICTの適切かつ効果的な活用が必要不可欠です。
- ICTを活用した授業実践事例を蓄積・共有し、これまでの教育実践とICTのベストミックスを目指すべく、教職員の意識改革を図ります。

[主な取組]

- これまでの教育実践とICTのベストミックスを目指した授業改善の推進【再掲】
- 先導的にICT活用に取り組む学校をモデル校に指定し、成果を普及
- 県内外の効果的なICT活用事例の蓄積・共有

(2) 教職員個々の実情に応じた質の高い研修の実施

- 教育現場でICTが積極的に活用されるためには、あらゆる教職員がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにする取組が重要であり、特に、各学校設置者において実施する研修の充実が必要です。
- 個々の教職員のICT活用指導力や、各市町・学校間での取組や環境に差があるといった実情に応じた多面的・効果的な研修の充実を図るとともに、生成AI等の日々発展する新たな技術について、教職員が最新かつ正しい知識を身に付けられるよう努めます。

[主な取組]

- 香川県教員等人材育成方針に基づいた、県教育センターでの効果的な研修の実施
- 県教育センターWebサイト上でのオンライン研修の充実
- 市町と連携した一体的な研修の推進及び市町主催研修に対する協力・支援

(3) 教職員のICT活用推進のための支援体制の充実

- 教職員のICT活用指導力の向上を図るためには、教職員各自の自己啓発努力も必要ですが、日々のICT活用に関する疑問の解決や、ICTを活用した授業デザインの実現のための助言など、教職員を技術的にサポートする体制の充実に同時に求められます。
- 教職員からの相談対応や、学校現地訪問による支援など、教職員がストレスなく積極的にICTを活用できる支援体制の充実に努めます。

〔主な取組〕

- 県立学校への情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置
- 教職員からの相談対応事業や、指導主事の学校派遣による支援
- 県立学校におけるICT関連トラブル対応等の教職員支援体制の充実

(4) 人材の養成と確保

- 児童生徒の資質・能力の継続的な育成にあたっては、研修等による現職教員の指導力向上や、ICT支援員の配置など外部人材の活用による支援体制の充実に加え、これから教員を目指す学生等の養成課程におけるICT活用力の向上促進や、プログラミング教育の推進等を担う人材の育成・確保が必要です。
- 教員養成機関等との積極的な連携による将来の教員候補の養成や、高等学校において「情報Ⅰ」が必修修化となったことも踏まえ、高等学校の情報科担当教員の計画的な確保と育成を推進します。

〔主な取組〕

- 教員養成機関等と連携した学生等のICT活用力の向上促進
- 高等学校における情報科担当教員の専門性の向上【再掲】



方針3 ICTを活用するための環境の整備

<総論>

- 全ての児童生徒が、学校教育におけるICTの活用を「当たり前」で「日常的」なものとし、その恩恵を享受するためには、それぞれの置かれた状況等にかかわらず、円滑、効果的かつ安全安心にICTを利活用できる環境の整備が求められます。
- また、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現に向け、教育DXの推進により、児童生徒の学び方や教職員の働き方について、よりよい在り方を模索し続ける姿勢が重要です。

<施策の方向性と取組内容>

(1) 円滑な利活用のためのICT環境整備

- 学校における児童生徒のICT活用を日常化するには、その基盤となる1人1台端末と高速大容量通信ネットワークの安定的な整備・運用が重要となります。
- それらが円滑に活用できないために、児童生徒の学習への意欲や、教職員のICT活用に挑戦しようとする熱意を阻害することがないように、円滑な利活用を阻害している要因、いわゆるボトルネックを特定し、必要な手立てを講じることに努めます。

[主な取組]

- 県立学校における持続可能な形での1人1台端末の更新の在り方検討
- 県立学校における校内ネットワーク回線の保守・トラブル対応

(2) 効果的な利活用のためのICT環境整備

- 児童生徒の資質・能力を効果的に育成するには、大型提示装置の設置など授業の質を高める教室環境の高度化や、デジタル教科書・教材等のデジタル教育コンテンツの効果的な活用を図ることが必要です。
- 一方で、「デジタルかアナログか」といった二項対立に陥らないことに留意し、どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、児童生徒の発達段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ生かしていく取組を推進します。

[主な取組]

- 大型提示装置設置など県立学校における教室環境の高度化を計画的に推進
- 紙の教育コンテンツとデジタル教育コンテンツのベストミックスの推進【再掲】
- 学習・情報センターとしての機能も有する学校図書館の活用推進

(3) 安全安心な利活用のためのICT環境整備

- 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全にICTを活用できる基盤をつくるための取組を行います。
- また、今後起こりうる感染症や災害等の非常時において、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても学習の機会を確保できるよう、必要な措置を講じます。

〔主な取組〕

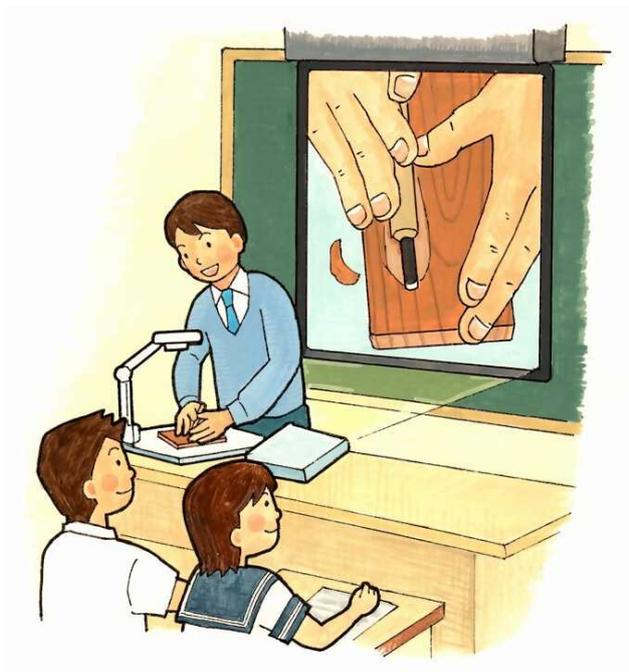
- 県立学校における1人1台端末の集中管理やフィルタリングによるアクセス制限
- 香川県教育情報セキュリティポリシーの継続的な見直し・普及
- 非常時における1人1台端末の家庭への持ち帰りなど学習の機会の確保

(4) 教育データの利活用・教育DXの推進

- 将来的な教育DXの推進に向けて、従来の取組を電子化したり、それに伴って内容を最適化したりすることに加え、デジタル化によるさらなる教育の質の向上を目指すことが重要です。
- 特に、個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを集約・可視化することで、困難を抱える児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげられる可能性があり、そのために必要な環境整備について研究を深めます。

〔主な取組〕

- 知事部局・民間事業者等と連携した教育DXの推進
- 校務支援システム未導入市町への導入促進
- クラウドを活用した共通基盤構築のための研究推進



方針4 ICT推進体制の整備と校務の改善

<総論>

- 学校現場でのICT活用をより一層推進するためには、学校設置者や学校において、必要な体制を整備することが求められます。
- また、学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教職員が担うべき業務は質・量ともに増加していることから、児童生徒と向き合う時間を確保するためには、業務の適正化を図るとともに、ICTを活用して個々の教職員の事務負担を軽減する必要があります。
- それらの取組の推進には、市町等の学校設置者や各学校をはじめ、家庭、地域、大学や民間事業者等と緊密に連携したうえで、関係者が同じビジョンや方向性を共有することが重要となります。

<施策の方向性と取組内容>

(1) 県教育委員会内のICT推進体制の整備

- ICT活用を推進するためには、教育長のリーダーシップの下、県教育委員会事務局の各部署が、学校現場を支える体制を構築することが必要です。また、学校においては、ICT担当者など特定の教職員に負担が偏ることのないよう、管理職の責任で適切な校務分掌や校内の連携体制の構築が行われるよう支援する必要があります。
- 県教育委員会においては、ICT活用推進の専門の担当部署（教育情報化推進室）を設置して一体的・横断的に取組を進める体制づくりを行うとともに、各県立学校のICT担当者で構成する協議会を継続的に開催して意見交換を行うなどし、チームとしてのICT推進体制の強化を図ります。

[主な取組]

- 県教育委員会におけるICT利活用等推進に係る委員会の定期的な開催
- 校長会等における県立学校長向けの周知
- 県立学校ICT担当者間の情報共有・意見交換の実施

(2) 市町教育委員会と連携したICT推進体制の整備

- 地域間、学校間、教員間でその取組に格差が生じないよう、全県的なICT活用の推進に取り組むことが求められています。
- 施策の方向性といった大きいレベルでの意識共有から、現場レベルでの効果的なICT活用事例の横展開まで、県教育委員会と市町教育委員会のより一層の連携充実を図ります。

[主な取組]

- 市町学校教育情報化推進計画の策定促進
- 校長会等における市町立学校長向けの周知
- 市町教育委員会との定期的な協議会開催による連携強化

(3) 家庭、地域、大学や民間事業者等との連携

- 家庭、地域、大学や民間事業者等、教育に携わる様々な関係者と連携し、その協力を仰ぐことは、学校での取組を補完・強化し、本県における教育の質の向上に寄与すると考えます。
- 特に、先端技術を活用した教育DXの推進や、高度なプログラミング教育の推進においては、知事部局や大学、民間事業者等と共に取組を進めることが重要であり、連携の強化を図ります。

〔主な取組〕

- 児童生徒がプログラミングに親しむ機会、また、高度なスキルを求める児童生徒への習得・実践の機会の創出【再掲】
- 教員養成機関等と連携した学生等のICT活用力の向上促進【再掲】
- 知事部局・民間事業者等と連携した教育DXの推進【再掲】
- オンライン会議システム等を活用した外部との交流推進（他校、専門家など）

(4) ICTを活用した校務の効率化

- 増大する教職員の負担を軽減するには、ICTを活用した校務の効率化により事務負担を減らすことが有効です。一方で、学校におけるICT活用の推進に伴い、1人1台端末の管理など新たな業務も発生しており、そのための技術的な支援体制構築も求められています。
- 各学校において校長など管理職のリーダーシップの下、ICTを活用した校務の効率化を図ったり、ICT活用のための技術的な支援体制の構築をしたりするなどの対策を推進します。

〔主な取組〕

- 県立学校への情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置【再掲】
- 校務支援システム未導入市町への導入促進【再掲】
- 県総務事務システムの市町立学校への導入促進
- 県立中学・高等学校におけるデジタル採点システムの活用推進
- 生成AIを活用した校務の効率化の研究



計画の推進にあたって

1 県民との協働による教育の推進

- この計画はもとより、学校教育の情報化施策全体に関する広報を行うとともに、多様化する県民の要望や期待を的確に把握し施策に反映させるため、保護者や教育関係者をはじめ、広く県民の教育行政への参画が図られるよう努めます。

2 他部局との連携の推進

- 教育DXの推進等、知事部局との連携を十分に図りつつ、取組をより一層加速化できるよう努めます。

3 市町、関係機関などとの連携の推進

- 住民に最も身近な基礎自治体であり、公立学校の設置者でもある市町と連携・協力しながら、取組を進めます。
- また、大学、民間事業者など教育に関わる様々な機関や団体などとの密接な連携・協力を推進します。

4 適切な進行管理の実施

- この計画を効果的かつ着実に実施するため、計画の進捗状況について、数値目標の達成度合い等を基に、毎年度、点検・評価を実施します。
- 点検・評価の結果や教育を取り巻く環境、社会経済情勢の変化等も踏まえながら、PDCAサイクルの考え方にに基づき、迅速かつ柔軟に施策の見直しを行います。

